

人間文化研究機構本部事務局建設工事等契約事務取扱要領

平成23年4月1日

〔機構長裁定〕

(趣旨)

第1条 この要領は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構契約事務取扱規則(以下「取扱規則」という。)第46条に基づき、人間文化研究機構本部事務局における工事及び設計等請負契約に関する事務の取扱について定める。

(競争参加資格等審査委員会)

第2条 経理責任者は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約により建設工事(1件の予定価格が2千万円未満の工事を除く。)を発注しようとする場合は、次の各号に掲げる職員を指定し、競争参加資格等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置くものとする。ただし、特に必要と認める場合には、その都度審査委員以外の者を指定することができる。

一 一般競争入札及び事前に技術的適正等の審査を行う指名競争入札に係る審査委員会は次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 施設担当理事
- (2) 事務局長
- (3) 財務課長
- (4) 施設課長

二 上記以外の指名競争入札及び随意契約に係る審査委員会は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 財務課長
- (3) 施設課長

2 審査委員会に委員長を置き、第1項第一号においては施設担当理事、第二号においては事務局長をもって充てる。

3 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を経理責任者に報告するものとする。

- 一 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- 二 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- 三 指名競争入札における競争参加者の選定に関する事項
- 四 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項
- 五 その他関連事項

(プロポーザル方式による場合の業者選定等)

第3条 経理責任者は、取扱規則第26条第1項第14号の規定によりプロポーザル方式によって、建設工事に係る設計・コンサルティング業務を発注しようとする場合は、次の各号に掲げる職員を指定し、建設コンサルタント選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置くものとする。ただし、特に必要と認める場合には、その都度選定委員以外の者を指定することができる。

一 選定委員会は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 事務局 長
- (2) 財務 課 長
- (3) 施設 課 長

2 選定委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

3 選定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を経理責任者に報告するものとする。

一 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式による場合は、技術提案書の提出者に要求される資格に関する事及び技術提案書の提出を求める者を選定するための基準に関する事項

二 技術提案書を特定するための評価基準に関する事項

三 技術提案書の提出を求める者の選定に関する事項

四 技術提案書の特定に関する事項

五 その他関連事項

(入札監視委員会への審議依頼)

第4条 経理責任者は、文部科学省入札監視委員会規則（20文科施第528号 平成21年3月11日）に基づく審議事項について必要と認める場合には、文部科学省大臣官房文教施設企画部長に依頼するものとする。

(電子入札方式の実施)

第5条 経理責任者は、電子入札を実施しようとする場合は、文部科学省の電子入札システムを利用することができるものとする。この場合において使用する電子入札に係る官職基準は別に定める。

(工事成績評定)

第6条 経理責任者は、文部科学省工事成績評定要領（文教施設企画部長決裁 平成20年1月17日）に基づき、工事成績評定を行うものとする。

2 経理責任者は、請負者からの工事成績評定に係る再説明請求について、必要と認める場合は、工事等成績評定審査委員会での審議を文部科学省大臣官房文教施設企画部長に依頼するものとする。

(設計業務成績評定)

第7条 経理責任者は、文部科学省設計業務成績評定要領（文教施設企画部長決裁 平成20年1月17日）に基づき、設計業務成績評定を行うものとする。

2 経理責任者は、請負者からの設計業務成績評定に係る再説明請求について、必要と認める場合は、工事等成績評定審査委員会での審議を文部科学省大臣官房文教施設企画部長に依頼するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。